

「沖縄県立博物館・美術館施設案内整備業務委託（サイン及び催事案内（デジタルサイネージ等）」に係る提案応募要領

1 目的

沖縄県立博物館・美術館を利用する県民はもとより県外・海外の観光客にとってわかりやすい館内の施設案内表示を充実・強化するとともに、表示の統一化等による館内景観の向上、利用者の満足度向上を図ることを目的に実施するものとする。

2 業務内容

- (1) 委託名：沖縄県立博物館・美術館施設案内整備業務委託（サイン及び催事案内（デジタルサイネージ等））
- (2) 業務概要：沖縄県立博物館・美術館内（メインエントランス・サブエントランス・エントランスホール）の施設案内整備
 - ・サイン：壁面に既存設置されたサインと調和のとれたもの
 - ・催事案内：可動式のデジタルサイネージ等を想定
(詳細は別記仕様書(案)参照)
- (3) 委託期間：契約締結の日から平成27年3月16日

3 応募資格

次に掲げる事項を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規程に該当しないものであること。また同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後二年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者であること。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条に規定する暴力団をいう）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第54号）に基づく構成手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手形開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 沖縄県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (5) 沖縄県内に事業所等を有し、本業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせの対応や業務を円滑に履行できる運営体制が整備されている者であること。
- (6) 本事業の目的に踏まえた事業内容を企画し、遂行するために必要な知識、技術を有するとともに、類似した事業の実績等を有すること。営業に関し法律上必要な資格を有すること
- (7) 応募は共同企業体でも可とする。その場合は、共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- (8) 共同企業体の場合は、上記(1)から(7)について構成員のすべてがこの用件を満たしていること。

4 委託に係る著作権等の権利の取扱い

- (1) この委託業務で製作された物（以下「製作物」という。）に係る複製権，上演権，上映権，公衆送信権，送信可能化権，展示権，頒布権，譲渡権，貸与権及び翻案権は沖縄県立博物館・美術館に帰属するものとする。
- (2) 沖縄県立博物館・美術館は，製作物の全部又は一部について差し替え，削除，追加等改変の必要が生じた場合は，自ら又は受託者若しくは受託者以外の事業者に委託し，必要な改変を行うことができるものとする。
- (3) 沖縄県立博物館・美術館は，製作物を他の広報物に使用できるものとする。また，沖縄県立博物館・美術館が認める場合は，受託者は第三者による無償使用を了承するものとする。
- (4) 前号の場合において，受託者以外の権利者の許諾が必要な場合は，受託者がその手続きを行うものとする。
- (5) 製作に当たって必要となる著作権，肖像権等の権利関係に関することは受託者によって処理するものとする。

5 優先交渉権の選定方法等

(1) 選定方法

沖縄県立博物館・美術館に設置する企画提案選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーションによる最終審査を行い、優先交渉権者を選定する。

なお、企画提案者のうち、応募資格等要件に適合した者が四者以上ある場合、沖縄県立博物館・美術館において書類審査を行い、上位三者以内に絞る場合がある。

プレゼンテーション日程等は概ね以下のとおりとし、詳細提案書等の提出期限後に該当者あて連絡する。

ア 日 時：平成26年11月5日頃を予定（変更する場合がある。）

イ 場 所：博物館・美術館

ウ 時 間：提案者1者あたり30分程度（説明 15分 質疑 10分）

エ その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書等の内容とし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。プロジェクター、スクリーンは当館で用意するが、パソコン等については提案者で用意すること。

(2) 結果の通知について

審査の結果はすべてのプレゼンテーション参加提案者に文書で通知する。なお、通知は優先交渉権者決定後、概ね10日以内とする。評価の内容、審査の経過については公表しない。また、個別の問い合わせには応じないものとする。

(3) 審査対象外とする提案書

次の①から④のいずれかに該当する提案書は、審査の対象から除外する。

- ① プロポーザルへの参加資格がないものから提出された提案書
- ② 同一の提案者から提出された内容の異なる複数の提案書
- ③ 提案上限額を上回る提案をした提案書
- ④ 定められた提出方法、提出先、提出期限等に適合しない提案書

5 契約手続き

(1) 契約期間及び契約対象者

委託契約期間は、契約日から委託期間までとし、選定された優先交渉権者と沖縄県立博物館・美術館との間で契約内容の協議を行い、契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議において、合意に至らなかった場合は、次順位以降の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

また、共同企業体の場合は、契約時に各構成員間で協定締結し、その協定書を契約書に添付することとする。この場合の協定書の内容には以下（ ）内の項目を含むものとする。(目的、名称、構成員の住所及び名称、管理法人及び代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、構成員の個別責任、瑕疵担保責任、協議事項等)

(2) 契約金額

契約金額は、提案積算書に記載された金額に当該金額の100分の8を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもとに優先交渉権者と協議し、決定する。

(3) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号に該当する場合は、契約保証金の全部または一部を免除することができる。(共同企業体の場合は、全構成員が免除規定に該当すること。)

6 企画提案内容、参加手続き及び提出書類

(1) 企画提案内容

「沖縄県立博物館・美術館施設案内整備業務委託(サイン及び催事案内(デジタルサイネージ等))」について仕様書(案)を踏まえて下記内容について提案を行うこと。

ア 本事業は、博物館・美術館メインエントランス・サブエントランス・エントランスホールにおけるサイン及び催事案内を充実強化するためのものであり、現状を踏まえたうえで、建築空間と案内表示等が調和した改善提案を行うこと。

イ 新規で設置するサイン(壁面に既存設置されたサインと調和のとれたもの)のデザイン、規格、材質、取り付け工法、設置場所及びスケジュールについて提案を行うこと。

ウ 新規で設置する催事案内(可動式のデジタルサイネージ等を想定)のコンテンツ内容、デザイン、使用機器、取り付け工法、設置場所、運用管理及びスケジュールについて提案を行うこと。

※コンテンツ内容(例示)

①館全体のフロア別催事情報

②観光客向けの観覧情報(常設展観覧コース(時間別)やおすすめポイント情報等)

③企画展等の情報(展示のおすすめ情報等)

④学校団体向け観覧時における注意事項等

エ 博物館・美術館内全体の仕様を統一すること。また、誰にでも見やすい色使い、

取り付け位置の高さ、文字の大きさ及びピクトグラムを活用など、ユニバーサルデザインに配慮すること。

オ 既存のサイン及び催事案内との連携による効果的な活用方法についても提案を行うこと。

※既存のサイン及び催事案内には、簡易的に設置された案内表示（紙による貼付や案内板の多様化）は含まない。

カ 観光客（外国人を含む）へのサービス向上を配慮した内容の提案を行うこと。

（２）提案上限額

提案上限額は次のとおりとする。なお、この金額は企画提案のために設定するもので、実際の契約金額とは異なる。

総額 9,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

（３）企画提案書等の提出

ア 提出期限：平成26年10月27日（月）12時（必着）

イ 提出場所：沖縄県立博物館・美術館総務班

ウ 提出方法：持参または郵送

エ 提出書類等

(ア) 企画提案応募申請書 (様式1)

(イ) 企画提案書 (様式2)

(ウ) 会社概要（組織図、業務内容、資格等） (様式3)

添付書類：定款、国・県の納税証明書、収支決算書（※直近1年間）

(エ) 積算書 (様式4)

(オ) スケジュール表 (様式5)

(カ) 執行体制 (様式6)

(キ) 実績書 (様式7)

(ク) 申請受理票 (様式8)

(ケ) 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る。）

※提出部数 (ア)～(キ) 9部（正本1部 副本8部）

(ク) 1部（提出書類受理確認後、当該受理票は返戻する。）

(ケ) 1部

※(ウ)、(キ)については、共同企業体の場合は構成員ごとに提出

※上記(エ)積算書の費目は、以下の内容で提出すること。

①人件費

②旅費

③報償費（謝金等）

④印刷製本費

⑤消耗品費

⑥通信運搬費（郵便料等）

⑦賃借料（会場借料等）

- ⑧ 役務費
- ⑨ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）
- ⑩ 一般管理費（上記(ア)から(ケ)までの合計額の10%以内とする。）
- ⑪ 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する）

（注1）各積算費目の単価と内訳を記載すること。

この事業を実施するに当たっての一切の費用を積算すること

7 提案応募スケジュール（予定）

- (1) 募集開始 平成26年10月15日（水）
- (2) 応募説明会 平成26年10月17日（金）15時半～
（応募説明会参加申込〆切 平成26年10月17日12時）
- (3) 質問〆切 平成26年10月22日（水）12時
- (4) 提案締切 平成26年10月27日（月）12時
- (5) 優先交渉権者決定
平成26年11月 5日（水）（予定）
- (6) 契約締結 平成26年11月12日（水）（予定）

8 応募説明会

- (1) 開催日時：平成26年10月17日（金）15時半～
- (2) 開催場所：博物館・美術館美術館 美術館講座室
- (3) 申込期限：平成26年10月17日 12時
- (4) 申込方法：別添「説明会参加申込書」をFAXまたはEメールで提出
※FAX・Eメール送信後は、電話で受信確認を行うこと。
※説明会への参加は、応募の要件ではない。

9 質問受付

- (1) 質問書類：別添「質問書」
- (2) 質問期限：公募の日から平成26年10月22日（水）12時まで（必着）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (3) 質問方法：FAX または Eメール（沖縄県立博物館・美術館総務班あて）
※FAX 又は Eメール送信後は、電話で受信確認を行うこと
- (4) 回 答：平成26年10月23日（木）
質問書への回答は、沖縄県庁ホームページ内の沖縄県立博物館・美術館ページで公開する。

10 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字、脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。

(3) 提出書類は、審議事務に必要な場合複製することがある。

11 失格要件

本提案応募要領の定めに従わない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合又は事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格となる場合があります。

12 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案は1提案者につき1案とする。
- (3) サイン等の設置については、休館日（月曜日）に行うこと。
※詳細の日程については、協議のうえ決定する。
- (4) 審議結果に対する異議・質問等には応じられない。
- (5) 事業予定者は、事業予定者としての地位を第三者に譲渡できない。
- (6) 事業の実施にあたっては、博物館・美術館と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべてを保証するものではない。
- (7) 参加者は、企画提案参加により知り得た情報を、いかなる理由があっても他にもらしてはならない。
- (8) 事業実施に際しては、当館設計者との調整が必要である。

13 添付資料

- (1) 「仕様書（案）」
- (2) (様式1)～(様式9)
- (3) 質問書
- (4) 提案応募説明会参加申込書
- (5) ※設計コンセプト

14 書類提出先

沖縄県立博物館・美術館総務班

担当：古我知（こがち）

住所：那覇市おもろまち3-1-1

電話：098-851-5400

FAX：098-863-4315

Email：xx082120@pref.okinawa.lg.jp